

[事案 30-176] 遡及減額請求

・令和元年5月31日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の誤説明により減額できなかったことを理由に、余分に払い込んだ保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年12月に契約し、平成25年6月に減額した利率変動型積立終身保険について、減額時、担当者から、死亡保障は一定の金額までしか減額できないと誤った説明を受けたので、定期保険特約を0まで減額していた場合との保険料の差額相当額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、申立人に対し、申立人の事情を踏まえ、保障見直し以前の保険料程度の減額を提案し、申立人の理解を得た上で手続きを行ったが、その際、定期保険特約も含めて、減額はいつでも可能であると説明した。
- (2) 担当者は定期保険特約の保険金額を1,000万円までしか下げられないとは言っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、減額請求時の状況を把握するため、申立人および当時の担当者の前担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が担当者の誤った説明により一定金額以上の減額が出来ないと誤解したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。